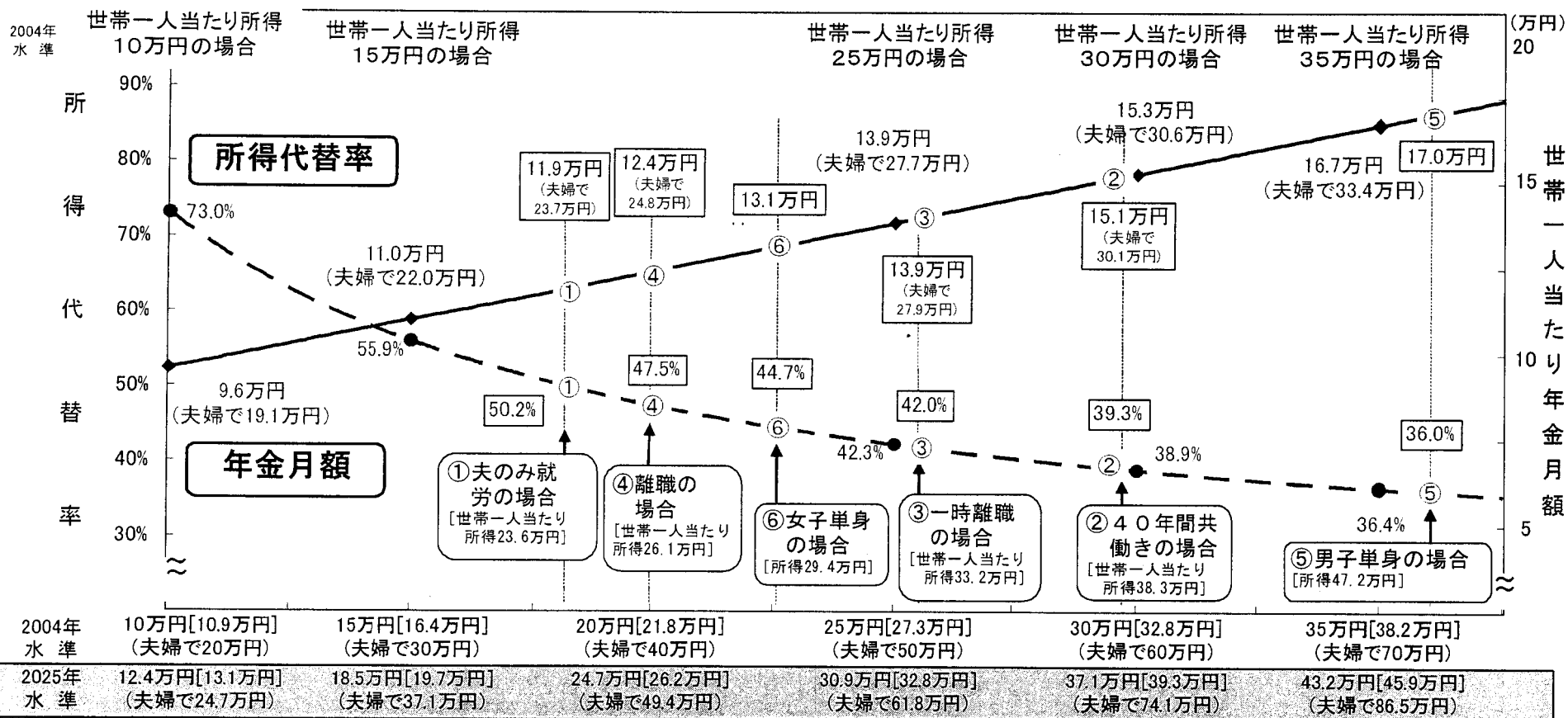


現行制度による所得再分配機能について

2025年における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 －平成16年財政再計算－

- 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))
- マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



注1: 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

2: 2025年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

3: 例えば、2004年水準で世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.2%となる。

世帯一人当たり所得(標準報酬月額ベース)
[手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)]

世帯所得別の年金月額及び所得代替率(平成37(2025)年度)

－ 平成16年財政再計算 －

世帯所得(標準報酬月額)	万円	24.7	37.1	44.5	61.8	74.1
(2004年度水準)	万円	(20)	(30)	(36)	(50)	(60)
手取り賃金	万円	26.2	39.3	47.2	65.5	78.7
(ボーナス込み年収の月額換算値)						
年金月額	万円	19.1	22.0	23.7	27.7	30.6
所得代替率		73.0%	55.9%	50.2%	42.3%	38.9%
報酬比例部分		21.8%	21.8%	21.8%	21.8%	21.8%
基礎年金部分		51.2%	34.1%	28.4%	20.5%	17.1%
保険料相当分		25.6%	17.1%	14.2%	10.2%	8.5%
国庫負担相当分		25.6%	17.1%	14.2%	10.2%	8.5%

* 年金月額は、標準的な年金受給世帯の新規裁定時の額(夫婦の基礎年金+夫の厚生年金)である。

* 世帯所得、手取り賃金、年金月額は、物価で2004年度の価値に割り戻した額である。

生活保護制度との関係について

生活保護と公的年金の役割の違い

生活保護

⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長

○基準：最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。

○給付：就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。

資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

公的年金

⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの

○水準：現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。

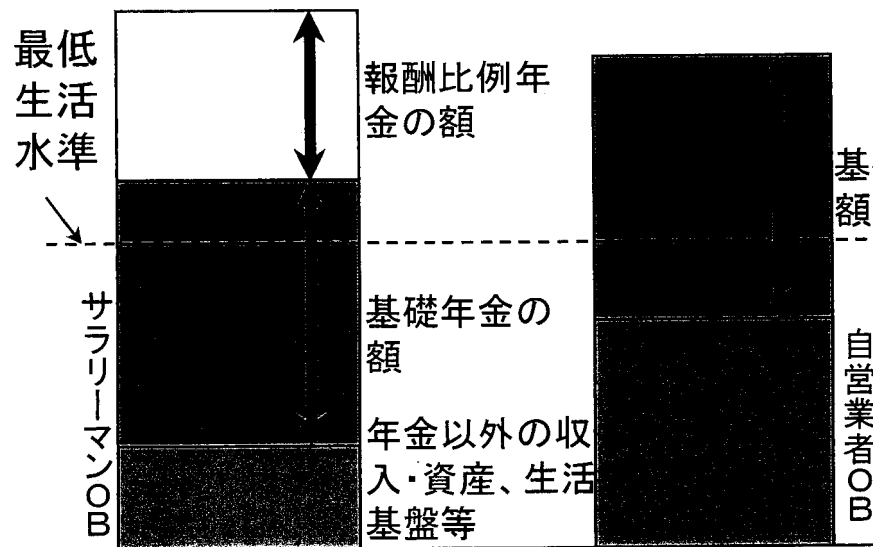
○給付：他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

基礎年金給付の考え方

基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。
 また、受給時の個々の生活状況に関わりなく、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。

年金の額

その他の収入や資産に関わりなく一律に支給



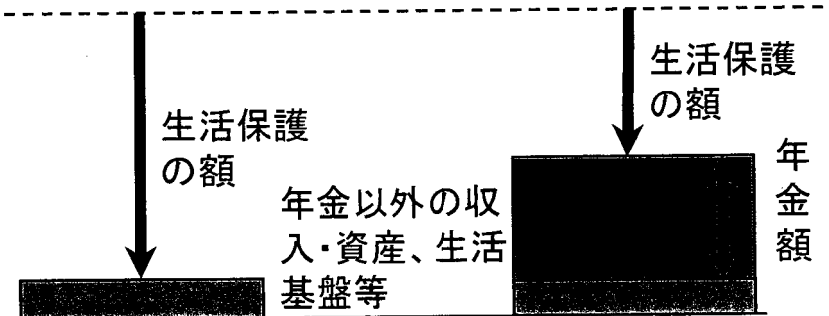
調査はない

(参考) 生活保護の額

まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等の活用が優先

(無年金)

(低額の年金)



資力すべてを
厳格に調査

基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意

◇ 基礎年金月額 66,008円 (夫婦合計：132,016円) (平成20年度月額)

◇ 生活扶助基準額 (平成20年度月額、単位：円)

世帯	構成	生活扶助基準額 (3級地-2 ~ 1級地-1)	<参考> 2級地-1 [県庁所在地等]
単身	65歳	62,640 ~ 80,820	73,540
夫	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250 ~ 60,970	55,480
婦	夫婦合計額	94,500 ~ 121,940	110,960

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

被保護高齢者（65歳以上）の年金受給状況

	被保護人員	65歳以上 被保護人員(A)	うち年金受給者 (B)	年金受給率(B/A)	年金受給者1人あたり 年金受給額
	人	人	人	%	円(月額)
平成10年	946,994	319,820	172,940	54.1	44,212
平成11年	1,004,472	350,450	178,470	50.9	44,885
平成12年	1,072,241	372,340	186,770	50.2	45,601
平成13年	1,148,088	411,200	201,800	49.1	45,521
平成14年	1,242,723	449,250	216,380	48.2	45,672
平成15年	1,344,327	491,680	232,280	47.2	45,847
平成16年	1,423,388	527,310	248,920	47.2	45,758
平成17年	1,475,838	556,380	262,320	47.1	45,918
平成18年	1,513,892	588,130	275,140	46.8	46,144

資料：福祉行政報告例、被保護者全国一斉調査(個別、各年7月1日時点の抽出調査(10分の1))

高齢者世帯及び高齢者単身世帯の数及び割合

厚生労働省社会・援護局保護課

	被保護世帯数 (A)	高齢者世帯数 (B) (B/A)	単身世帯数 (C) (C/A)	高齢者世帯の性別別割合	
				男性世帯数 (D) (D/A)	女性世帯数 (E) (E/A)
平成11年	677,910 (100%)	313,410 (46.2%)	276,530 (40.8%)	86,090 (12.7%)	190,440 (28.1%)
平成12年	719,200 (100%)	330,880 (46.0%)	292,800 (40.7%)	94,740 (13.2%)	198,060 (27.5%)
平成13年	767,870 (100%)	362,350 (47.2%)	317,450 (41.3%)	106,020 (13.8%)	211,430 (27.5%)
平成14年	838,550 (100%)	398,200 (47.5%)	351,700 (41.9%)	122,000 (14.5%)	229,700 (27.4%)
平成15年	908,790 (100%)	433,720 (47.7%)	380,610 (41.9%)	134,740 (14.8%)	245,870 (27.1%)
平成16年	970,640 (100%)	465,160 (47.9%)	409,340 (42.2%)	148,200 (15.3%)	261,140 (26.9%)
平成17年	1,015,830 (100%)	438,030 (43.1%)	391,060 (38.5%)	158,230 (15.6%)	232,830 (22.9%)
平成18年	1,050,650 (100%)	470,090 (44.7%)	419,260 (39.9%)	172,790 (16.4%)	246,470 (23.5%)

注) 高齢者世帯とは、男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

資料：被保護者全国一斉調査(個別、各年7月1日時点の抽出調査(10分の1))

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
→ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

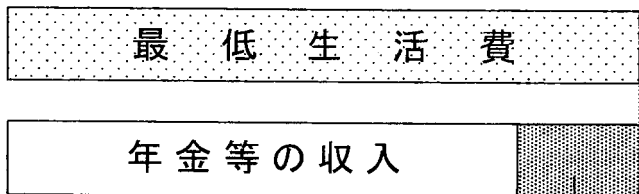
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

支給される保護費

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導